

■映適取引ガイドラインが改訂されました

「映画制作の持続的な発展に向けた取引ガイドライン」(映適取引ガイドライン)が2026年4月1日、3年ぶりに改訂されました。

映適取引ガイドラインは、撮影や仕上げまで映画現場のルールを定めたもので、映連(日本映画製作者連盟)、日映協(日本映画製作者協会)、映職連(日本映像職能連合)三者の合意により取り交わされた協約です。2023年4月からスタートした映適(日本映画制作適正化機構)の審査基準として適用されてきました。

同時に実際に運営していく中で出てきた様々な改善点について、3年間、三者の間で話し合いを重ねてきましたが、このほど三者で改訂取引ガイドライン協約の締結に至りました。

新たな改訂取引ガイドラインは2026年4月1日から適用され、今後、映適審査対象作品はこの改訂取引ガイドラインに基づき映画制作を行っていくことになります。

今回のガイドライン改訂の主なポイントは以下の9点です。

① **すべての映像制作現場の適正化を追求**

まず前文で、映像表現や創造は「すべてのスタッフの尊厳と安全、そして全ての製作者や制作会社との信頼の上に成り立つものであり、健全な制作環境なくして映画・映像制作の持続的な発展はあり得ない」としてガイドラインの根本精神を明記した上で、映画がテレビドラマや配信などと連動して撮影されるケースが増えたことにも考慮し、「映像産業に関わるすべてのスタッフ及びキャストが、分野や立場を超えて同じ条件を整え、適正な制作環境を創出する努力を共有する」として、映画に限らず、すべての映像制作現場の適正化を目指すことが明記されました。

② **申請対象の拡大**

これまで「製作費1億円以下の作品の申請は任意」となっていたルールを見直し、小規模作品に別ルールを設けることなく、例外は作らず、すべて同一ルールのもと、全作品の適正化を目指すために、映連、日映協が関与(製作、制作、配給)する実写映画は、すべての作品を申請対象とし、また協約参加者以外にもガイドラインの利用を呼びかけていきます。(ただし、審査料の区分は別途設けます。)

●ここからが撮影現場に関わる具体的な改訂ポイントです。

③週単位ルールの導入とインターバルの厳守

1日の撮影時間は休憩・食事を含む 11 時間以内を原則としますが、特定の例外的な場合は、規定のインターバルや休日取得を必須条件として、11 時間を超えて撮影することもできる、とした上で、ただし「クランクインを起点とする1週間ごとの撮影時間は“11 時間×撮影日数”を超えてはならない。」とする「週単位ルール」が導入されました。

※なお「特定の例外的な場合」とは、進行中の撮影の完了、セットの完了、俳優の都合等としており、ワンカットを残して撮影終了するなど、時間を厳守するためにクオリティの低下につながりかねないといった声が寄せられたことも要因のひとつとなり、この週単位ルールが導入されました。またインターバルは、撮影終了時間から翌日の段取開始までの 12 時間以上とし、長時間撮影が連日となることを防ぎ、睡眠時間の確保を重視しています。

④「みなし」を削除

旧ガイドラインではすべてのスタッフの作業時間は、撮影 11 時間プラス準備と撤収にかかる時間を 1 時間+1 時間=合計 2 時間と「みなし」1 日 13 時間以内、というものでしたが、導入当初からこの「みなし」に関する疑問や批判が多く聞かれました。

今回、例外的な事情がある場合は当事者間の合意により作業時間を規定する考え方も採り入れつつ、『みなし』という考え方は撤廃し、1日の作業時間は、プリプロや撮影中の準備・撤収等を行うスタッフは 13 時間以内、ポスプロは 11 時間以内、と明確化されました。

⑤移動のルールを新設

あまりに長距離の移動でも 11 時間撮影してよいのか、という問題からスタッフの負担を考慮し、集合・出発地点から直線距離で概ね 70 kmを超える移動に配慮義務を課し、運用マニュアルに従って撮影時間を短縮させることを求めています。また、現場間の移動も撮影時間内に含まれることが明記されました。

⑥完全休養日を重視

完全休養日を一度設定したら、原則として固定・変更不可とします。ちなみに来年度以降は、次のステップとして週1日の完全休養日の取得を目指します。

⑦休憩・食事時間は 45 分以上取ること

旧ガイドラインでは「30分以上」でしたが、3年間のデータ検証から変更になりました。食事をとらず長時間撮影することを禁じ、適度な休息時間を必ず取ることを求めています。

⑨ スタッフへの周知

ガイドラインの遵守はスタッフの理解が不可欠なことから、「ガイドラインの内容をすべてのスタッフに周知する」ことが明記されました。

※

2023～2025年の運用3年で、以下の改善や変化が報告されています。

- 1日の撮影時間の平均が11時間以上となった割合は2023年度が16%、2024年度が10%、2025年度が5%と減少傾向にあります。
- 2025年度作品の半数が1日8～9時間で撮影しています。
- この3年間でどの年度も休日達成度は90%以上をキープしています。
- 撮影時間をオーバーしてインターバルが必要となる撮影自体が年々減っています。

作品認定制度の申請本数・認定本数は2023年度が60本・16本、2024年度が73本・57本、2025年度が101本・58本と推移し、累計234本・131本となっています。

今回の改訂には盛り込まれませんでした。例えば、
○発注書内の著作権、著作者人格権に関する問題、及び映画製作者—制作会社間の契約書の著作権に関する文言について
○キャンセルポリシーについて
○夏の撮影のルールについて
○女性スタッフの働き方について
などを始め、映画現場環境をよりよくするために改善すべき点は今後も引き続き議論を継続していきます。

2023年に映適がスタートしてから、映職連では「映適で現場はどう変わったか」というシンポジウムを二年にわたり開催し、現場からの様々な声を伺って参りました。厳しい意見も沢山出しましたが、同時に、映適が始まったことで現場は確実に良くなった、という声が多数聞かれたのも事実です。

ベテラン、新人問わずすべての映画人が快適に映画活動に取り組めるように。

新たな映適の指針となる改訂ガイドラインを、映画に携わる全ての皆さまにご熟読いただき、更に現場環境の改善に向けてご意見いただければと思います。

改訂ガイドライン全文はこちら↓

https://eiteki.org/wp/wp-content/uploads/2026/03/guideline_ver20260401_260330.pdf